

広島県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道津之郷山守線	福山市津之郷町大字津之郷字丸粹二二五四番四地先から福山市津之郷町大字津之郷字平木二〇八四番一地先まで	平成三〇年三月三〇日